



事務連絡
令和7年8月7日

各 $\left\{ \begin{array}{l} \text{都道府県} \\ \text{保健所設置市} \\ \text{特別区} \end{array} \right\}$ 衛生主管部（局） 御中

各 $\left\{ \begin{array}{l} \text{都道府県} \\ \text{指定都市} \\ \text{中核市} \end{array} \right\}$ 介護保険担当主管部（局） 御中

各 $\left\{ \begin{array}{l} \text{都道府県} \\ \text{指定都市} \\ \text{中核市} \end{array} \right\}$ 障害保健福祉主管部（局） 御中

各 $\left\{ \begin{array}{l} \text{都道府県} \\ \text{指定都市} \\ \text{中核市} \end{array} \right\}$ 児童福祉主管部（局） 御中

各 地方厚生（支）局医療課 御中

厚生労働省医政局地域医療計画課
厚生労働省医政局医薬産業振興・医療情報企画課
厚生労働省健康・生活衛生局感染症対策部感染症対策課
厚生労働省医薬局総務課
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課
厚生労働省老健局高齢者支援課
厚生労働省老健局認知症施策・地域介護推進課
厚生労働省老健局老人保健課
こども家庭庁支援局障害児支援課

今夏の新型コロナウイルス感染症等の感染拡大に備えた
保健・医療提供体制の確認等について

平素より、国内の感染症対策に御尽力、御協力を賜り、誠にありがとうございます

います。

新型コロナウイルス感染症（以下「新型コロナ」という。）については、令和5年5月8日から感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。以下「感染症法」という。）上の位置付けを5類感染症に変更して以降、夏に流行がみられており、今年も、全国の定点医療機関から報告される新規患者数が増加し始めております。夏には、新型コロナのほか、夏風邪の代表である手足口病、ヘルパンギーナ、咽頭結膜熱など（以下「新型コロナ等」という。）についても増加する傾向にあります。

今後、新型コロナ等が全国的に増加し、夏の間に著しい感染拡大が生じた場合、医療提供体制のひつ迫を招くおそれがあることから、各都道府県において、今後、想定される感染拡大にも対応できる体制をあらかじめ備えるため、外来・入院医療体制の強化、高齢者施設等における対応の強化や地域住民への周知・注意喚起等に関し、御留意いただきたい内容を下記のとおり改めて整理いたしました。

各都道府県等におかれでは、下記の内容を踏まえつつ、改めて関係部局、関係者との連携を強化した上で、各地域における体制を確認いただくようお願いします。

記

1. 医療提供体制に関する基本的な考え方

（1）外来医療体制について

①基本的な考え方

- 外来医療体制について、各都道府県においては、今夏に想定される感染拡大に備え、管下の幅広い医療機関に対して、一般的な医療機関が診察を行うことを前提として適切な準備を行うとともに、それでもなお診療が困難な場合には、少なくとも診療可能な医療機関への適切な案内・紹介等を行うことについて、周知いただきたい。

②医療機関等情報支援システム（G-MIS）の活用

- 医療機関等情報支援システム（G-MIS）の日次・週次調査機能は平時でも使用可能であるため、都道府県においては、医療機関の検査実施能力の把握等に利用することは差し支えない。

（2）入院医療体制について

①基本的な考え方

- 入院医療体制について、各都道府県においては、管下の入院病床を有する幅広い医療機関に対して、今夏に想定される感染拡大に備え、各医療機関における自院での入院受入れを前提とした体制の構築を進めるとともに、それでもなお入院受入れに困難な状況が生じた場合には、入院可能な医療機関への適切に紹介するよう、改めて周知いただきたい。

②地域における医療機関間の役割分担の確認・明確化

- 感染拡大局面において、特定の医療機関に負担を偏らせないようにするため、改めて、地域での役割分担の確認・明確化をしておくことが重要である。特に、円滑な入院調整を行うためには、症状悪化の際の転院（いわゆる上り搬送）を担う医療機関、症状軽快の際の転院（いわゆる下り搬送）を担う医療機関、特別な配慮が必要な患者（妊産婦、小児、障害児者、認知症患者、がん患者、透析患者、精神疾患を有する患者、外国人等）の受入れを担う医療機関などの医療機関間の役割分担が重要である。
- このため、これまでの新型コロナの対応を通じて構築された医療機関間での連携体制、ノウハウについては、今後の感染拡大局面においても重要であり、救急搬送増加への対応にも資することから、地域での実情等を踏まえつつ、医療関係者、消防関係者等との間で、医療機関間の役割分担を改めて確認することが重要である。

③医療機関等情報支援システム（G-MIS）の利用

- 医療機関等情報支援システム（G-MIS）の日次・週次調査機能は平時でも使用可能であるため、都道府県においては、病床の状況の把握等に利用することは差し支えない。

④院内感染対策の徹底

- 院内感染対策については、手指衛生の徹底、適切な個人防護具の着用、ゾーニングや室内換気の徹底が重要である。

2. 地域住民に対する周知・注意喚起

(1) 基本的な感染対策

- 新型コロナ等をはじめとした感染症の感染予防には、手洗い・手指消毒、マスクの着用を含む咳エチケット、換気などの基本的な感染対策が有効で

ある。特に、高齢者や基礎疾患のある方が感染すれば重症化リスクも高まるため、通院や高齢者施設を訪問する時などは、感染予防としてマスクの着用が効果的である。帰省等で高齢者と会う場合や大人数で集まる場合は、感染予防を心掛け体調を整えるようにすることが重要である。また、夏の感染対策ガイド（※）についても公表しており、改めて周知いただきたい。

（※）厚生労働省ウェブサイト「夏を安全に楽しもう！ 感染症対策ガイド」参照

https://www.mhlw.go.jp/stf/houdou_kouhou/kouhou_shuppan/magazine/202407_003.html

（2）受診相談体制の強化

- 救急車の適時・適切な利用の推進及び救急医療のひつ迫回避の観点から、都道府県で構築してきた電話等による相談体制（#7119、#8000、救急相談アプリ等を活用した相談体制）の活用を図ることが有効であり、当該相談体制について、地域住民に周知することが望ましい。
- 更なる感染拡大が想定される場合には、地域住民に対し、あらかじめ抗原定性検査キットや解熱鎮痛薬を用意すること等を周知するとともに、有症状者のうち重症化リスクの低い方に対しては、抗原定性検査キットによる自己検査及び自宅療養を実施いただくよう周知することが望ましい。
- 感染拡大局面においては、医療機関等が発行する検査の結果を証明する書類や診断書を求めるため受診すること（とりわけ救急外来を利用するこ）は、外来ひつ迫の一因となることから、これらを目的とした受診は控えていただくよう、注意喚起することが望ましい。

3. 高齢者施設等における対応

（1）高齢者施設等における対応

- 高齢者施設等については、重症化リスクが高い高齢者が多く生活していることを踏まえ、入院が必要な高齢者が適切かつ確実に入院できる体制を確保するとともに、感染症対応に円滑につながるよう、平時からの取組を強化しつつ、施設等における感染対策の徹底、医療機関との連携強化、療養体制の確保等の取組を自治体や関係団体の協力の下進めてきたところ。
今後の感染拡大に備え、これまでに構築した医療機関との連携体制等については、引き続き確保いただきたい。
- また、令和6年度介護報酬改定において創設された、高齢者施設等にお

ける感染症対応力の向上を目的とした「高齢者施設等感染対策向上加算」（※）の取得を推進することにより、平時における感染対策及び医療機関との連携体制の確保を更に進めていただきたい。

※ 高齢者施設等感染対策向上加算（I）の算定要件は下記①～③のとおりであり、高齢者施設等感染対策向上加算（II）の算定要件は下記④のとおりである。このうち、②については、上記のこれまでの新型コロナに係る医療機関との連携体制を引き続き確保していることを算定の要件としている。

- ① 新興感染症への対応として、第二種協定指定医療機関との連携体を構築していること
- ② その他の感染症（新型コロナ含む）への対応として、協力医療機関等との連携体制を構築していること
- ③ 感染症対策に係る一定の要件を満たす医療機関等や地域の医師会が行う感染対策に関する研修又は訓練に1年に1回以上参加していること
- ④ 感染症対策に係る一定の要件を満たす医療機関から、3年に1回以上、施設内で感染者が発生した場合の対応に係る実地指導を受けていること

- さらに、高齢者施設等における感染対策については、これまでも徹底していただいているところであるが、「介護現場における感染対策の手引き（第3版）」や「高齢者施設等における感染対策等について」（令和5年4月18日厚生労働省老健局高齢者支援課ほか連名事務連絡）（※）において高齢者施設等における感染対策として重要と考えられる点をまとめているため、改めて周知いただきたい。

（※）厚生労働省ウェブサイト参照
・「介護現場における感染対策の手引き（第3版）」
<https://www.mhlw.go.jp/content/12300000/001149870.pdf>
・「高齢者施設等における感染対策等について」（令和5年4月18日付け事務連絡）
<https://www.mhlw.go.jp/content/001089956.pdf>

（2）障害者施設等における対応

- 障害者施設等についても、上述の高齢者施設等における対応と同様、感染症対応に円滑につながるよう、平時からの取組を強化しつつ、施設等における感染対策の徹底、医療機関との連携強化、療養体制の確保等の取組を自治体や関係団体の協力の下進めてきたところ。

引き続き、今後の感染拡大に備え、これまでに構築した医療機関との連携体制等については、引き続き確保いただきたい。

○ また、令和6年度障害福祉サービス等報酬改定において創設された、障害者施設等における感染症対応力の向上を目的とした「障害者支援施設等感染対策向上加算」（※）の取得を推進することにより、平時における感染対策及び医療機関との連携体制の確保を更に進めていただきたい。

※ 障害者支援施設等感染対策向上加算（I）の算定要件は下記①～③のとおりであり、障害者支援施設等感染対策向上加算（II）の算定要件は下記④のとおりである。このうち、②については、上記のこれまでの新型コロナに係る医療機関との連携体制を引き続き確保していることを算定の要件としている。

①新興感染症への対応として、第二種協定指定医療機関との連携体制を構築していること

②その他の感染症（新型コロナ含む）への対応として、協力医療機関等との連携体制を構築していること

③感染症対策にかかる一定の要件を満たす医療機関等や地域の医師会が行う感染対策に関する研修又は訓練に1年に1回以上参加していること

④感染症対策に係る一定の要件を満たす医療機関から、3年に1回以上、施設内で感染者が発生した場合の対応に係る実地指導を受けていること

○ さらに、障害者施設等における感染対策については、これまでも徹底していただいているところであるが、厚生労働省のホームページ（※）において、障害福祉サービス施設・事業所職員のための感染対策マニュアル等を公表しているため、参考にしていただきたい。

（※）厚生労働省ウェブサイト「感染対策マニュアル・業務継続ガイドライン等」参照
https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_15758.html

4. その他

（1）検査について

○ 行政検査については、新型コロナ等を含む感染症全般について、実施主体である都道府県等においてその必要性や範囲等を判断しつつ、実施していただきたい。なお、実施する際には、その実施から結果の把握までを迅

速に行うことが重要であるため、検査機関や、検査を実施する可能性のある各種施設等と連携を密にしていただくようお願いする。

(2) 医薬品について

- 新型コロナ等の治療薬や対症療法薬として使用される経口抗ウイルス薬、解熱鎮痛薬、鎮咳薬（咳止め）、去痰薬、トラネキサム酸については、今夏の感染拡大に対応し、必要な患者に医薬品が広く行き渡るよう、以下の点について、周知をお願いしたい。
医療機関及び薬局におかれては、
 - ①治療薬や対症療法薬について、過剰な発注を控えていただき、当面の必要量に見合う量のみの購入をお願いしたい。
 - ②治療薬や対症療法薬の供給状況によって、他社製品や代替薬の使用についても考慮していただきたい。
薬局におかれては、
 - ・処方された治療薬や対症療法薬について、自らの店舗や系列店舗だけでは供給が困難な場合には、地域の薬局間における連携により可能な限り調整をしていただきたい。
卸売販売業者及び薬局におかれては、
 - ・治療薬や対症療法薬について、需給状況を踏まえて適切な在庫を確保する等、必要な措置を講じていただくとともに、営業所単位でも適切な在庫を確保いただきなど、可能な限り迅速に供給できる体制を整えていただきたい。
- 医療用医薬品の供給状況（※）を公表しているため、改めて周知頂いたい。
(※) 厚生労働省ウェブサイト「医療用医薬品供給状況報告」参照
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryou/iryou/kouhatu-iyaku/04_00003.html
- 対症療法薬については、「医療用解熱鎮痛薬等の安定供給に関する相談窓口（※）」の活用についても、改めて管下の医療機関や薬局に周知いただきたい。
(※) 医療用解熱鎮痛薬等の安定供給に関する相談窓口について（令和5年9月29日付け厚生労働省医政局医薬産業振興・医療情報企画課事務連絡）参照
<https://www.mhlw.go.jp/content/10807000/001151654.pdf>

(3) 抗原定性検査キットについて

- 新型コロナの抗原定性検査キットについては、今後、夏の感染拡大に備える観点から、以下の点について、周知をお願いしたい。
医療機関や薬局におかれては、
 - ①一定期間内に必要となる数量を見据えて、必要な数量をあらかじめ計画的に発注いただきたい。
 - ②発注に当たっては、これまでの感染拡大における必要量を踏まえながら、過剰な発注を控えていただきたい。
 - ③供給状況によっては、他社製品の使用についても考慮していただきたい。
 - ④各製造販売業者における在庫状況及び各医薬品卸売販売業者における取扱状況（※）について公表しているため、改めて周知いただきたい。

（※）「抗原定性検査キットの各製造販売業者における在庫状況及び各医薬品卸売販売業者における取扱状況」参照
<https://www.mhlw.go.jp/content/10800000/001335725.pdf>